社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に係る検討会報告書をもとに作成

◎社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用の必要性

社会保障に係る資格の諸手続に関しては、現在、紙処理のため、以下のような課題がある。

- 免許申請時、紙媒体での申請(添付書類含む)が求められる
- 免許情報の登録事項変更時、紙媒体での申請(添付書類含む)が求められる
- 資格保有者が死亡時、家族等が本人の戸籍抄(謄)本を取り寄せた上で、死亡届を提出する必要がある
- 手続の煩雑さからか、必要な手続(変更の届出や死亡届)が履行されていない場合がある
- 就職時等、資格証明を行う場合、免許証等の原本等の提出が求められる

◎マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項

- 住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携を行うことで、各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナンバーカードの電子証明書を活用した、各種届出のオンライン化
- 変更の届出や死亡届の申請漏れを防ぐ
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明、提示
- マイナポータルを活用した就業支援情報の提供等

◎検討の対象とする資格

マイナンバー制度が、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることを踏まえ、対象資格については、社会保障の給付に関わるサービスの提供や給付の調整・手続に関わる資格とし、以下の31資格を対象とする。

● 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

2024年度構築

マイナンバー活用の「国家資格等管理システム」(案)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に係る検討会報告書をもとに作成

医療系資格

福祉系等その他の資格

対象となる国家職種

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚 士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生 士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、 柔道整復師、救急救命士、管理栄養士及び栄養十

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

免許証等取得時 の手続の現状

免許申請者は、<u>申請書に住民票の写し又は戸籍抄(謄)本、診断書、合格証明書、収入印紙等を添付して、保健所等に持参</u>する。厚生労働省等は、申請書類を確認後、免許証等を発行する。 免許申請者は保健所等において、免許証等が手交される。 免許申請者は、<u>申請書に住民票の写し又は戸籍抄(謄)</u> 本、合格証明書、収入印紙等を添付して、指定登録機関 等に郵送。指定登録機関等は、申請書類を確認後、免許 証等を発行し、免許申請者に対して郵送する

登録事項変更時 の手続の現状

登録事項を変更する際、届出者は、<u>届出書に住民票又は</u> <u>戸籍抄(謄)本の写し、収入印紙、免許証等を添付して、 指定登録機関等に郵送</u>する。指定登録機関等は届出書類 を確認後、免許証等を発行し、届出者に対して郵送する。

マイナンバー制 度利活用による 届出の簡素化後

<u>免許証等の取得時等にマイナンバーを提供</u>いただくことによって、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携が可能となるため、免許証等取得時の申請や登録事項変更時の届出に添付して提出を求めていた**住民票の写し又は戸籍抄(謄)本については、その提出を不要とする**。

医師等の届出の簡素化及びオンライン化(案)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に係る検討会報告書をもとに作成

(1)マイナンバーの登録と添付書類の省略

- ○登録の申請時又は登録事項の変更時にマイナンバーの提供を求める。
- ○マイナンバーを提供することにより、戸籍抄(謄)本又は住民票の写しの提出を省略する。
- ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。
- ・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に資格者情報を照会し、必要な届出がされていない資格保有者に対しては 届出勧奨を行うこととする。
- ・将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手続自体を不要とすることも検討する。



※診断書については医療系資格等のみ

※診断書については医療系資格等のみ ※※国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、 受験番号と受験地を記載すること等で添付を省略する。

登録事項(氏名、本籍地都道府県名、性別等)の変更時



(2) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した申請のオン ライン化

- ○前項のマイナンバーの提供を前提として、マイナンバーカードを取得している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、手続を全てオンラインで完結できるようにする。
- ・登録免許税/手数料の支払いについて、マイナポータルの公金 決済機能を活用して納付できることとする。

(3) 死亡時

- ○現状、死亡届(登録抹消申請)数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での資格管理簿抹消を行うこととし、資格管理簿の内容の正確性の向上を目指す。また、免許証等の返還は求めないこととする。
- ・資格保有者が死亡した場合、マイナンバー登録済であれば、届 出義務者による登録抹消申請を行わなくてもよい扱いとする。

マイナンバーの提供方法について(案)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に係る検討会報告書をもとに作成

マイナンバーにより情報連携を行うためには、その前提として、全ての資格において資格申請者(資格保有者)から資格管理者に対してマイナンバーを登録する必要がある。マイナンバーの登録方法については、新規資格取得者、資格保有者のそれぞれについて、以下の形で進めることを想定している。

1. 新規資格取得者の場合

○各資格の免許証等申請書の提出時に、マイナンバーの登録を求める。

2. 資格保有者の場合

(一般的な取り扱い)

- ○施行後、国はマイナンバーの登録の呼びかけを行う。
- ○変更申請の機会を活用してマイナンバーの登録を求める(これにより、添付書類を省略)。

(定期的に届出を行うこととなっている資格)

- ○届出の機会を活用してマイナンバーの登録を求める。
 - ・2年に一度義務付けられている届出(医師、歯科医師、薬剤師)時
 - ・業務従事者届(看護職、歯科衛生士、歯科技工士)の届出時

(離職時に届出を行うこととなっている資格)

- ○届出の機会を活用してマイナンバーの登録を求める。
- ・離職届(看護職、介護福祉士)の届出時

マイナンバー制度の利活用に必要となる法律改正事項

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に係る検討会報告書をもとに作成

	項目	改正する法律名	概要	対象資格
1	・マイナンバー利 用事務に資格管 理に関する事務 を追加する改正	・行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律 (平成25年法律第27号) (※)	・各資格管理においてマイナンバー制 度を利活用するため、別表に、資格管 理に関する事務を追加する。	・本検討会で対象 とした全31資格
2	・登録事項変更時 の登録証の書換 え手続を原則撤 廃する改正	・社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) ・精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号) ・公認心理師法 (平成27年法律第68号)	・登録事項の変更と登録証の書換え手 続が法律上、一体化している資格につ いて、登録証の書換え手続を原則不要 とするための改正をする。	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師
3	・資格保有者の人 材確保に関する 規定を新設する 改正	・看護師等の人材確保の促進に 関する法律 (平成4年法律第86号) (※)	・看護師等について、潜在資格者の的 確な特定と効果的な就労支援に繋げる ために、資格保有者の同意のもと、住 所情報等について国から都道府県への 提供を可能とする規定を新設する。	・保健師 ・助産師 ・看護師
	※ 住民基本台帳ネットワークシステムへの資格保有者の 4 情報の照会を可能とするため、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の別表にも該当事務を追加する。			